

経済建設常任委員会会議録

平成23年10月21日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:06

案 件

1. 認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
3. 認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. オートレースの運営について
5. 産業振興について
6. 建設行政について

委員長

ただ今から経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。当委員会に付託を受けております認定議案3件の審査につきましては、はじめに監査委員の審査意見書に対する質疑、次にそれぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決については保留し、最後に認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの3件を一括議題といたします。

前回の委員会で道祖委員から資料要求のありました資料につきましては、お手元に配付しておりますのでご参照ください。

監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

資料を提出していただいておりますが、これは先だって資料要求のときに言ったように、意見書の中の結び、上下水道の7ページですね、そこに書いておりますように監査委員から指摘がされておりますので、どういう対応をしたかということ資料要求したんですけど、これとともにさらに本年度は1,461件、460万9409円の不納欠損処分をしていますが、処分に至る債権管理については不適切なものとなっていましたというふうになっておりますですね。いろいろ指摘されておりますが、その辺はどういうふうな不適切なものがあつたのかご説明願いたいと思います。

監査委員会事務局長

結びに書いております不適切な事務処理ということなんですけれども、監査意見書のほうの、こちらの書類の資料の欄なんですけれども、上下水道の37ページ、こちらのほうが上水道ですね。それから資料の63ページ、こちらのほうが下水道になりますが、その第10表と第23表に不納欠損処分の状況というものがございまして、この中で各年度ごとの不納欠損の額が記載されておりますが、この額1件1件につきまして、私どものほうで精査をさせていただきましたところ、折衝の記録、こういうふうなものが1つ、個々に不十分であつたということで、今回この指摘をさせていただきます。

道祖委員

その指摘にしたがって今回この資料が出されておると、対応されていると理解してよろしいですか。ということですね。誰か答えてよ、はいとか。

上下水道部総務課長

今の監査事務局長から指摘のあった分につきまして、上下水道局のほうで指摘後に対応を図っております。

道祖委員

もう1点、上下水道の8ページの下から8行目からですか、「中長期の施設更新需要予測・財政収支見通しに基づく計画が重要であり、計画に見合った資金確保が必要不可欠であるので、アセットマネジメント(資産管理)という観点から早期に対応するように要望します。」というご指摘が 있습니다けど、指摘されたときにどういう対応をするという答弁等があったのかどうか。監査事務局長、答えられますか。指摘、要望はしているんですけど、こちらからの答弁はあったんですか。

監査事務局長

決算審査を終了いたしましたして、その際、監査委員が公表いたしました。そのときに今後の対応策等につきましては、監査委員が改めて公表いたしましたして水道局の考えをお伺いしております。

道祖委員

水道局の考えをどういうふうに答えたか、ちょっと教えてください。

上下水道部総務課長

水道事業につきましては、老朽化等の観点から施設の更新等を行っているところでございますけれども、国の補助金等がなかなか難しいところもございますので、国、県に対して、この資金確保についての要望を強く行っていきます、ということでの回答をしております。

道祖委員

上下水道局にお尋ねしますが、資金の問題というふうに言われておりますけれども、当然資産管理している中で、年次計画を持って更新するということは、それはもうお持ちだというふうに理解していいんですか。

上下水道部総務課長

長期計画の中でこの資金計画を立てておりまして、一応5年をめぐりに毎年見直しを行っているところでございます。

道祖委員

続きまして、上下水道の17ページ、下水道事業会計の関係ですけれども、ここにも本年度は304件、177万5616円を不納欠損処分しておりますが、処分に至る債権管理が不適切でありましたというふうに指摘されておりますけど、どのような不適切な状況があったのか、お尋ねいたします。

監査委員会事務局長

先ほど、上水のところで一緒にお答えしたとおり、1件1件、下水道につきましては資料のほうの63ページ、上下水道の63ページですね。こちらの第23表に不納欠損状況、こちらのほうが出ております。これを年度別、個別に出されました資料から私ども1件1件精査したところ、折衝の記録ですね、こういうふうなものが不十分であったということで今回の指摘に至っております。

道祖委員

では、これも先ほど資料としていただいている内容と同じように管理していくということで理解していいんですね。

上下水道部総務課長

先ほどご答弁させていただきましたように、上水道と同じ管理をしていきたいというふうに

考えております。

道祖委員

上下水道の18ページ、下から6行目、「本事業においては、公共下水道整備地区における未接続家屋に対しての接続促進、水洗化率の向上を図ることが喫緊の課題であると考えます。」というふうに指摘されておりますけれど、これについての取り組みは以前からやられてきておるとは思いますけれども、どういうふうにやられてきているのか、どういうふうに努力されてきているのか、ご説明願いたいと思います。

上下水道部総務課長

公共下水道整備地区への未接続家屋に対しますPR等につきましては、全職員を挙げまして未接続家屋に対しまして戸別訪問をしながら接続の推進を行っているところでございます。ちなみに昨年以前までは係長、担当者等で行ってございましたけど、昨年は管理職につきましては、担当職員より2倍回るといってこのPRのほうに力を入れて行っているところでございます。

道祖委員

努力されて0.7ポイント増で82.7%となったというふうに報告がありますが、今いろいろ整備をやっておられますよね。整備したところの戸別に接続のお願いをするとともに、やはり整備するところの人たちに事前に説明はされていると思いますけど、初めからもう本管が入ったり、要は幹線が入っていったときに、面整備をしていかないとうしようもないんで、同時にやはり説明をしていく必要があるんだろうと思うんですよね。なかなか、私は鯉田地区ですけど、鯉田地区の人たちと話をしていたら整備計画をよく分かっていない方々がいらっしゃって、まだ説明不足の面があるような気がしますので、このように監査委員の指摘がありますので、やはり本管を入れるとともに面整備に向けて努力していただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

いま不納欠損処理された金額についてはまとめの中に明記されておりますが、基本的にちょっと何点かお尋ねしたいのが、停水処分、滞納者ですね。滞納者世帯の停水処分を行う条件、何カ月滞納したから停水処分を行うと。この点はどのような状態で停水処分をなされるんでしょうか。

上下水道部総務課長

停水処分につきましては、まず飯塚市を2地区に分けて検針員が検証いたしまして、その後納付書を送付して未納者が出てくるわけでございますけれども、第1回の未納者に対しましては停水予告と督促状を配付しております。1回だけの未納の方につきましては停水予告と督促を出しておりますけど、2回目の未納があった場合につきましては、まず停水予告を出した後に停水処理を行っております。そういうふうに進めているところでございます。

小幡委員

停水処分をなされまして、それから督促、戸別訪問をされると思うんですけど、例として私の家がそうなると、そこに不納欠損処理を行う前に、年間に何回訪問をされている実績があるんですか。なおかつ、この全体の未納者に何名体制で督促もしくは集金、徴収に行かれていますでしょうか。

上下水道部総務課長

現在、料金センターのほうにこの収納、滞納処分につきましては対応を委託しておりますのでございまして、料金センターの職員体制といたしましては現在11名で対応しております。また、各地区ごとに担当がおりまして、この未納の世帯につきましては巡回をするときにはこ

とあるごとに訪問をしているようでございますけれども、基本的には年2回督促状等を送付しているところでございます。

小幡委員

こういった流れを監査委員の方にはちゃんと報告されていますか。

上下水道部総務課長

監査事務局との打ち合わせ、色々説明等もございますので、その中ではこういう方法で行っていますということは、説明はさせていただいております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(他になし)

ないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に移ります。討論、採決はそれぞれの会計ごとに行います。

「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:16

再開 10:18

委員会を再開いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。売上額及び入場者の状況等について、執行部の説明を許します。

事業管理課長

平成23年度飯塚オートの4月から9月までの売上額及び入場者についてご報告いたします。お手元の資料「平成22・23年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。その資料の23年度、Bの中段のところの小計のところでございます。開催日数が46日、売上額が81億3990万9900円、1日平均の売上額が1億7695万4600円となっております。その横でございますけれども、前年度の同時期につきましては開催日数が47日、売上額が73億7763万7300円、1日平均の売上額が1億5697万1千円でございますので、比較いたしますと累計売上額で7億6227万2600円の増額、1日平均でも1998万3600円の増となっております。

次に表の右のほうでございますけれども、入場者数につきまして23年度Fの欄でございます。同じく小計のところをお願いいたします。今年度15万9861人で、1日平均が3,455人、前年度が16万2367人にございましたので、累計入場者は比較いたしますと2,506人の減少となっておりますけれども、1日平均では21人の増となっております。このように上半期におきましては累計売上額及び1日平均では売上額、入場者数ともに前年を上回っております。この理由につきましては電話投票売上が伸びたこと、それから場外発売の他の場が実施する延べ日数がふえたことが原因でございます。ただ今年度につきましては開催日数が昨年よりも1日少なくなっておりますので、下半期におきましても多くのファンの皆様に来場していただきまして売上げが向上するよう、全力で取り組んでいく所存でございます。

申し訳ございません。その資料の入場者数のところの平成23年度が3,475人、22年度が3,455人でございますのでその増減数がプラス21となっておりますけれども、20の誤りでございます。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

委員長

よろしいですかね。それでは説明が終わりましたが、はじめに質疑通告されておりました「場外発売所の進捗状況について」、小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

オートレースの運営についてという質疑をしたいんですけど、特別いま今年度の売上の説明を受けましたとおり、場外、電話投票、そういった関係で売上げが増になるということですので、特に今から目指しております場外発売所の売上げも本市のオートレース運営には多大の影響を与えたいと思いますが、川辺及び小城市ですかね、の場外車券場の進捗状況はどのようになっているか、現時点で結構ですのでご説明ください。

事業管理課長

場外発売所設置に関します進捗状況をご報告いたします。南九州市のオートレース川辺につきましては平成23年9月8日付けで設置者 株式会社デュナミスは鹿児島県知事あてに工事着手届を提出したという報告を受けております。それによりますと、工事着手年月日は平成23年9月20日、工事完了予定が平成24年4月30日となっております。9月末に当該敷地の草刈りをすでに実施いたしまして、今月10月28日頃から造成工事に着工するという予定と、報告を受けているところでございます。

それから次に、小城市の件でございますが、小城市の件につきましては、本市と小城警察署で、現在警察協議を行っております、これは既に着手して進行中でございます。また設置予

定者によりまして設置許可申請書類の整備が進められておりまして、JKAによりましてその内容の精査が行われているという段階でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

結果として、小城市はいつできるんですか。

事業管理課長

この後、国によりまして事前審査が行われると思います。川辺のときには事前審査に半年を要しておりまして、それから本申請になるわけですが、今回につきましては川辺がオートレース業界が初めてということでそれだけ時間がかかったというふうに思っております。前回と同じように6ヵ月とかいうふうにはならないとは思いますが、こちら辺の日程がまだ定かではございませんので、はっきりすればまたご報告させていただきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

次に、執行部の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

入場者比較表の中で平成22年度と23年度の売上げの対比を示されましたけれども、もともと23年度のAの欄は予算ですよ。Aの欄の予算が23年度、Bの実施とかなり差が開いておりますね。この予算というのはどういう基準で予算を組み立てられているのでしょうか。

事業管理課長

当初予算につきましては前年度の予算を組む時点ではまだ日程が決まっていない段階で、仮に日程の計算をしてするというものが1つございます。それからあとは場外の張り付け、うちが開催するときの場外の日数の張り付けというものがまだ決まっていない段階での仮に日程を設定した部分がございますので、そこら辺で差が出ているというふうに考えております。

小幡委員

あらゆる事業で予算を組むんですけども、過去のデータとか、いま説明がありましたとおり開催日数の予測を立てて金額は決められるんでしょうけれども、平成22年度のCの前年度が73億円ぐらいでしょう。これに対して予算が86億円ということは12億円強の差がありますよね。22年度の実績と今年度の予算、あまりにも開きがあるんで誰がこれを決めているのか、どういう事情、状況で決めているのかと。実態は22年度のCの欄よりも23年度のBの欄のほうが売上げが7億円近く上がって、見た目は去年よりも随分売上げの努力されたというような評価はできるんですけども、あくまでも予算からすれば、かなり予算に達してないではないかというような見方になりますので、この予算の組み方が非常に曖昧ではないかと思うんですけども、今の説明はちょっと分かりにくいのでもう一度よろしいでしょうか。

事業管理課長

先ほど申しました、日程がまだ決まっていない段階で仮に決めるものと、あとあの歳出費目を積み上げてまして歳出の累計額に見合う歳入のバランスをとるために調整を行います。それによって売上額の見込みを大きく積み上げているという点がございまして、こういった大きな差が出ているというところもございまして。

小幡委員

その差がそういうふうな形で出たと。次年度の予算を組む時には、それはやっぱり加味されて組み直すということですかね。

事業管理課長

前年度の決算見込みをもとにそれに見合う、また歳出に対応できる額ということで予算を組み立てて行くというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

企業誘致の関係でその後の動きはどうなっておりますか。新聞等で拝見しますと、鳥栖のほうにLEDですか、アイリス大山ですか、あれが増設するというような記事も出ておりました。意欲のあるところは、業界は積極的にがんばっておられるんですけど、一所懸命市役所のほうも営業はやっているとは思いますが、営業の状況をご説明願いたいと思います。

企業誘致推進室主幹

本日現在の状況でございますが、鯉田工業団地に引き合いがある状況というふうなことは以前からご説明申し上げておりましたが、今日現在も継続してご検討いただいている状況でございます。できれば1日も早くご決定をいただきたいというふうに思っております。現在は色のいい返事をいただくために鋭意努力をしていると、現段階ではこういうご説明しかできないところをご理解いただきたいと思います。

道祖委員

先だって東京のモノレールに乗る機会がありましたけど、モノレールの中に薩摩川内市の工業団地の企業誘致の広告がありました。それ以外のところもあったというふうに同僚議員が言っておりますけれど、どうなんですかね、ああいうふうに広告したら、結果が出るんですかね。1回広告を出して結果が出ているかどうか、調査してみたらどうですか。薩摩川内市にああいうふうに都心で広告を出して、企業の問い合わせ等があるのかどうか。もしそれがあるとするならば、飯塚市も何らかの方法でそういうところに広告を出して、やはり地名度を上げていくとかですね。何かの機会に振り向いてもらえるように、多くの人たちの目につくような方策も必要じゃないかと思うんですけど。ただ結果が出ているか出ていないかだけは確認して、よければそういう方法もあるということで考えていただければと思いますけれど。

委員長

答弁はいいですか。

企業誘致推進室主幹

調査したいと思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:34

再 開 10:35

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。
道祖委員

先だって事業仕分けが行われました。土木管理課長が一所懸命ご答弁されておりましたが、橋梁、道路の維持費についてですね。指摘では確が見直しというふうになっておりましたけれども、どうなんですかね、あそこの場合というのは非常に仕分けの人たちが行政の内容を十分理解して質問しているとはちょっと取れない部分もあったんですけども、現実的に、まあ橋梁の問題は別として、道路の維持費そのものは担当者として十分足りているというふうに考えられているのかどうか。

土木管理課長

土木管理課としましては需要的なものもいろいろありますけど、苦情処理関係についてはめいっぱい職員としては対応を行っておるつもりでございます。住民からのいろんな苦情に対しまして、年間約1500件近く上がってきておりますけど、80%近くは処理しながら、残りの分についてはまた翌年というような形でできるだけ事故のおきないような形で維持管理の体制は考えております。

道祖委員

それは当然そうだと思うんですけど、問題は、じゃあ今の答弁でいうと2割ぐらいは次年度に回すというような形になると。その次年度に回すという2割についてはなぜ回すのかということですよね。それは市民の要望に対しては答えられないということは、予算が足りないから、マンパワーが足りないについてもですね、予算が足りない。要は金額が少ないから次年度に回すというふうに理解していいんですか。

土木管理課長

一部予算の分もあると思いますけれども通年、2割の残った分については計画的に事業を進めておるんですけど、途中で緊急で入ってきたときの分がどうしても事故との兼ね合いがあるもので先にそちらを優先するもので、幾分か残るといような形で大体いま年間やっている分の中では苦情件数と合わせながらできるのではないかなという計画は考えながら昨年、今年とやっております。

道祖委員

確か平成22年度の予算と23年度の予算を比較して、23年度の予算が国の交付金の関係で5000万円程度ふえていたというふうに記憶しておりますけれど、間違いですかね。

土木管理課長

通常維持予算につきましては平成23年度上げております1億5千万円でございます。22年度につきましては臨時交付金という別の予算がありましたので、その分と臨時交付金あたりは舗装とかそちらのほうも使えるという形でしてましたので、一緒の形になるのはなるんですけど、基本的には22年度も1億5千万円、今年度も1億5千万円という形で、大枠の金額は変わりません。ただ予算費目的にちょっと変わってましたので通常の予算の分で6千万円ぐらいことと昨年とは計上については変わってございました。

道祖委員

だから通常1億5千万円で維持管理をしているけれど、それが十分なのか十分ではないのか、その点だけお答えください。

土木管理課長

いまの分の1億5千万円が十分なのかというのは、難しいお答えにはなるかと思うんですけども、課としては今のこれだけの財政難の中でございますので、その予算の中で処理していきたいとは思っております。はっきりした形で答えがちょっと言いづらいところがございますので、すみません。よろしく申し上げます。

道祖委員

財政が厳しい折、課長の答弁は答弁として理解いたしますけれども、ただ伐採の問題とかやはり道路の補修とかいうのは直接市民に関わることなんですよ。しかもそれは市民1人じゃなくて、やはりそこに多くの人たちが関わってくる、ご迷惑かけるような内容になります。だからやっぱり予算要望だけは大きく出してほしいんじゃないでしょうか。そして、他のところの関係で冷たくカットする人たちもいるでしょうけれど、市民側からすればどうしても目につくところ。またそれが道路、早く気がついて補修ができればいいんですけど、それは結果的には事故につながっていつておる部分もありますですよ。ここ数年やはり穴が空いて車のタイヤがパンクしたとかフェンダーを壊したとか、そういうのがよく報告されますんで、気をつけて報告をしてもらって、補修には一所懸命取り組んでおるといのは理解しておりますけれど、ただ事故報告の中で道路の維持補修にかかる内容がここ数年ふえてきているような気がいたしますので、その点を考えて取り組んでいただきますようお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

いまのことに関連してのことですけど、事業仕分けにおいてですね、建設部と経済部でいいんですけど、一次仕分けするとき、いわゆる事業仕分けに持っていかないで、庁内でこの分は事業仕分けに出していいのか、出したらいけないのかというのは精査されているわけでしょう。何回かありますよね、一次仕分け、二次仕分けとか何かありますよね。そういう道路維持管理の分が上がってくること自体がおかしいんじゃないかなと思うんですよ。かかる分はかかっているわけですから、そういうものを出せば必ず多いとか少ないとかの話になってくる。そういうものは出さないようにしておかないといけないと思うんですよ。それと、いわゆる事業仕分けの仕分け人って方はすべて経済部から建設部から全部同じ方でしょう。いわゆる案件に関してすべて同じ方がやってあるわけでしょう。専門性の本当に持った方がやられるんやったら分かるけど、ただ同じ方たちがこれが良いとか悪いとか、これは多過ぎるとか少ないとか、そういうことをさせる自体もおかしいと思う。国と違うわけですから。その辺もよく執行部のほうでよく考えてやらないと。法的に拘束力はないと。いわゆる言われたら言われっ放しだと。法的に拘束力がなくてもやらないと問題が起きるでしょう、指摘された以上は。そういうことを僕は何かすること自体がまず馴染まないなと、そういうふうに思っていますけどね。まあ国で流行りだったから事業仕分けをやるよというふうなね。そりゃ天下りがたくさんあって、ここを削ろうとかそういうことだったら分かるけど、こんな小さな市で馴染まない、そういうことをやっちゃいけないなと。特に一次仕分けをするときに、こういうふうな出したらいけないものは、もうはじいておかないといけないですよ。一応それだけ指摘しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

これも事業仕分けの中で、相田住宅の件が出ておりましたですね。この答弁で、建設に係る費用については国の補助金とそして住宅事業債で賄いますと。その住宅事業債については家賃収入、使用料ですね、住宅使用料ですべて面倒見るんで市民の方々の税金を投入することはないというような答弁を課長がされておりましたけど、それは事実ですか。

建築住宅課長

ご存知のとおり補助金につきましては45%、残りの55%を起債という形でやっております。その返還につきましては使用料で賄っているというのが現状でございます。

道祖委員

ということは、市民の皆様の税金は使っていないというふうな考えていいということですか。

けど、あの中で指摘されておりましたけど、入居率100%で計算してるんですか、80%ですか、そういうことについてはきちんと考えられて取り組まれておるわけですか。

建築住宅課長

最初の取組みといたしましては100%という形で計算はしております。

道祖委員

そして、はじく時は公営住宅は低所得者に向けての、住宅困窮者に対しての便宜を図るといのが住宅法の目的だと思います。それでそうなると、どうしても住宅使用料は低い水準になってくるのではないかと思いますけれど、収入によって変わってくるんだらうとは思いますが、それはきちっと計算されて100%で計算、その水準はどの辺で、月のですね、月の家賃というかですね、使用料はいくらぐらいで考えてやられているんですか。

建築住宅課長

事業仕分けのときにもどのくらいの家賃になるかということで質問等があったので、だいたい19,000円ぐらいから20,000円ぐらいというような話をしておりましたけど、だいたい平均的なところの計算でやっております。

道祖委員

今度法律が変わって、公営住宅の入居は入居基準、確か家賃までも市で省令を参酌して定めなくちゃいけないというふうになってきてますよね。これは入居基準、使用料についてもそういうふうになっていくのではなかね。

建築住宅課長

入居基準に関しましては、そういう移譲という形で、うちのほうで法律を改正しなさいというようなことは出ておりますが、収入についてはまだそこまでの話が出ておりません。

道祖委員

今の答弁をお聞きしてずっと事業仕分けの中でもお聞きしてて思ったんですけど、100%入居して耐用年数の関係がありますよね、耐用年数で要は100%入って30年なら30年で償還するというふうになってきますよね。だけど、今までそのとおりの考えでやってきたんでしょう。

建築住宅課長

委員の言われるとおり、そのとおりでございます。

道祖委員

しかし、現実には市営住宅は入居できない部屋が出てきますよね、ですよね。出てきていますよね、100%入居、常時してないわけですよ。退去しても即、次の公募のときに入居できるというような状況になっていない部屋も結構あるんじゃないですか。なぜ、そういうことが起きているんですか。現実的には部屋に入って、例えば民間のアパートとかマンションをお借りしますと出ていくときに補修していただきますよというような形になって、きれいに畳替えをすとかね。どっちにしろないと言われましたけど、今度は民間のほうで畳が破れたままで入居させているとかいうことはないですよ。やはりそこには補修費がかかっているわけでしょう。けど現実的に市営住宅もそういうことですよ。きれいな状況でお貸しするのが当たり前ですよ。だけど、きれいにするための費用が足りないというふうに聞いておりますけれど、足りているんですか。足りておるんだらうならば全部空室がないというふうに聞いておりますけれど、現実的には補修等が行われる費用がないというのが現実じゃないんですか。

建築住宅課長

補修に関しまして、それと1件入居に関しまして空家があるというのは、建替え予定のところで入居しておりませんが、補修につきましては、その空いた所を順次やっておりますが、なかなか時間がかかるという状況でございます。それと出られるときには、ふすまとか畳は個

人負担でやってもらっている状況でございます。

道祖委員

なぜ補修に時間がかかっているんですか。

建築住宅課長

今だいたい年4回公募をしておりますけれども、その度に40戸程度を出す準備をしております。それでなかなか手が回らないといいますが、1ヵ所に、状況によりましてけれどもかなり傷んでいるところとかいうのは、やはり1ヵ月ぐらいかかるかというような状況が出ております。

道祖委員

手がかかるからですか。手がかかるからだけですか。要は壁が壊れていたから塗りますと。基礎から塗っていき始めたら、乾かしてまた上塗りしなくちゃいけない。それに壁紙張らなくちゃいけないとか。だから、それは1ヵ月もかかるというような答弁ですけど、そういうことですか。それだけですか。工期の問題ですか。それだけかかる、例えば1ヵ月ぐらいかかる補修をするっていうのは相当なお金がかかっているんじゃないですか。そこんところをはっきりしないとね、あの曖昧にしないほうがいいと思いますよ。要は維持管理する、次に貸そうとした時に金がないから貸せないんでしょう。1回の公募に対して、1に対して10人ぐらいのいままだ応募があるわけでしょう。1戸に対して10人ぐらいはまだあってるんでしょう。充足してきたですか。してないでしょう。だけど空家はあるんでしょう。あるけど補修費がないんでしょう。だから市民の要望には答えられないんでしょう。そういう現実があるんでしょう。どうなんですか。そこんところがはっきりしないと、あなた今度相田の住宅を100%使用料で全部回していけるから大丈夫ですって言うけど、回らないんでしょう、現実に。現実に回らないんですよ。回らないから貸出ができない部分が、年々古くなっていけば、古くなっていくだけ傷んできますから、補修費もかかってくるでしょう。そういう現実があるんだから、その現実を出さないと前に進みませんよ。どうなんですか。

建築住宅課長

その補修費の問題につきましては、補修費の枠の中でやっていく状況なんですけれども、まあ数も多いというのはもちろんございます。一般の空家の補修というのは今の予算の範囲内でやっているという状況ですが、大きな大規模改修とかそういうものについては、やはりもう少し予算的なものがあれば広い範囲でやれるというような状況でございます。

道祖委員

だから、端的には補修費が足りないんでしょう。補修費は住宅使用料に乗せることはできないんでしょう、できるんですか。できて取ってますか。入居のときには何か敷金ですか、そういうやつは2ヵ月か3ヵ月分いただいているかもわかんないけど、19,000円の2ヵ月とか3ヵ月とかいうと10万円に満たないわけですよ。しかし、いざ補修し始めたら、ふすまと畳は替えていただいていますけれど、他のところ、壁やらしていないということになれば10万円じゃ済まない部分も出てくるわけでしょう。10万円ぐらいの金じゃ済まない。だから、その金をどうするかというのがいま問題になっているんでしょう。違うの。私が言いたいのは、しつこく言っているのはなぜかというたら、市営住宅に入りたい人たちはいますけど入れないんですよ。それはなぜですかと言ったら、空家はあるんですよ。ただそこは転居されて部屋が貸し出せるような状態じゃないから、どうしてもご答弁があったように1ヵ月も2ヵ月も補修に時間がかかるんですよ。作業をするのに1ヵ月、2ヵ月かかるんじゃないんでしょう。作業にかかる金がないから1ヵ月、2ヵ月かかっているんでしょう。それをすることにちゃんと補修費を付ければ貸出はできるわけでしょう、理屈で言うと。違うんですか。私が言っていることが違うなら違うと言ってください。僕が言っているのは、補修費が足らなきゃ補修費をちゃんとつけて市民の要望に応えていかないと、生活困窮者は困窮していきだけじ

やないですかって言っているんですよ。

建築住宅課長

補修につきましては先ほども答弁しましたが、年4回募集しておりますので、その3ヵ月間のあいだにだいたい40戸ぐらいを出しております。30から40戸程度出しております。その分の補修費というのはございます。だから3ヵ月の間で補修をしていくということでございますので、なかなか時間がそれにかかるということでございます。

道祖委員

補修費は十分に足りているけれど、3ヵ月に1度の公募だから、それに合わせて補修していると、それだけですか。そういうことね。それじゃ何で、別に、何で40戸に限ってしているんですか。1回のおきに100戸出せるなら出せばいいじゃないですか。そうしたほうが市民は助かるじゃないですか。あなた方がやりよう仕事は市民の目線じゃないということじゃないですか、逆に言ったら。そうでしょう。

建築住宅課長

先ほども言いましたように、3ヵ月の間で40戸程度というのは急いでしてその程度ということでございますので、できたら50戸とか60戸とかその間でやりたいとは思っております。

道祖委員

予算は足りていると、補修費は足りているから心配するなと、そういうことですね。そういうことですね、課長の答弁は。ただ作業の仕方がぬるいから、言葉が悪いかも分からないけど、だから40戸しかできないんだと。何ですかという話なんですよ、僕に言わせると。何で40戸しかできないというふうに言うんですか。人が足りないんですか、金が足りないんですかと言ったら、金は足りると言ったら人が足りないんですか。だからおかしいじゃないですか。何かその辺ちょっと説明してくださいよ。そうしないと、市営住宅に入りたいという人たちは多いんですよ。あっこも空いているんじゃないか、ここも空いているんじゃないかというお話がありますよ。ちょっと部長と課長は一所懸命打合せをしておりますけれども、私の質問に答えてくださいよ。

建築住宅課長

補修費につきましては、大体1年間の空き戸数といえますか、それで大体補修の予算あたりは入れております。それと一般的な個別の補修ですね、そういうものを含めたところで予算を組んでおりますので、その範囲でやっているのが現状でございますけれども、足りている、足りていない、まあ予算的にたくさんあればそれで、はっきり言いましてまだたくさんできるところもあるかとは思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

ちょっと先ほど言いましたように、年間の予算を組む時に大体年間に何戸ぐらいを出すというふうなことで組んでおりますので、だいたい平均して40戸ずつぐらいを出していくということではしておりますので、それ以上のものは・・・。

道祖委員

だけど市民の人たちは毎回こう、収入が減ってきているからここ数年間ね、民間のアパートに入るうにも入れないと。高いんですよ、やっぱり。だから、できれば市営住宅に入れてくれないですかという方が多いんですよ。でしょう、現実的に。ここ数年間、募集したら1戸に対して、あなたに言ったように10人ぐらい来るわけでしょう、平均、毎回。であるなら、そ

れだけ多くて空家がその時、その時あるならば、まあ年度によって違うとは思いますが。多いときもあれば少ないときもある。それは理屈で分かるんですよ。多いときは市民がそれだけ入りたいんだったら何で1回40戸に、年間160戸か、160戸しかしませんという考え方に立つんですか。以前だったらいいですよ、以前だったら景気がよくて市営住宅に入る人たちが少ないと。ところが、景気はここ数年間ぐっと悪くなってきているわけでしょう。現実的に正社員も減ってきているし、しかし若い人たちは結婚して少ない収入で入ろうとしたときに、やっぱり民間のアパートの安い所を探してとかいうふうになってきますけれど、やはり19,000円を入れる民間アパートがどれだけあるんですか。だから収入に見合った形で19,000円払ってもいいから公営住宅に入れてくださいと、多少古くてもいいですよっていう形で応募されてきているわけでしょう。あなた方はそういう実態は全然考えないで、1回40戸です。決めたらその通り。何で予算を組む時に今までどおりでいいと思って組むんですか。市民の実態に合わせて組んでないじゃないですか。財政の問題がありますからとかいうことは承知しますけれど、財政で、だけどあなたが答えるのは、財政が厳しい中でこれで頑張ってますと一言も言ってないですよ。40戸でやってきていますから、当初予算で考えたらもうこうなんですよと。だから、困っている市民の立場に立って物は考えてないじゃないですか、答弁されてないじゃないですか。違うんじゃないですか、行政のあり方というのは、どうですか、一言だけ。どうですか。

建築住宅課長

いま委員がいわれますように、今後十分に協議し、うちのほうで考えて頑張っていきたいと思えます。

道祖委員

副市長、実態は厳しいものがあるみたいですよ、市民の皆様には。財政厳しい折というのは承知しておりますけれど、やはりそここのところは緩急をつけて対応していただかないと、やはり市民が困っておるということが行政に反映されないという実態があるというふうに私は思いますので、来年度はよろしくお願いいたします。

委員長

いいですか。他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。